

# 新型コロナウイルス感染症の影響による 緊急小口資金（特例貸付）について

## 1. 緊急小口特例貸付の概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯を対象とした貸付です。世帯への生活費の貸付です。貸付は世帯単位で行います。

### 貸付額 20万円以内（一括交付）

- 据置期間 1年以内
  - 返済期間 2年以内（24回以内）
  - 連帯保証人 不要
  - 利子 無利子
- ※ただし、返済期限までに返済が完了しない場合は、残元金に対して年3%の延滞利子が発生します。
- 貸付金の交付 申請書受理後、**約10営業日**後（予定）
  - ご返済について ※ご指定の金融機関口座（ご本人名義）に振り込みます。金融機関口座引き落としで毎月ご返済いただきます。
  - お申込み方法 原則として、郵送にてお申込みいただきます。

### ▼申請受付締切日

申請書類に **不備がない状態で令和4年9月30日(金)16:00 まで** に申請書類を提出してください（必着）

### ▼新型コロナウイルス感染症の影響がある前から継続して、雇用契約を結んで働いている方、事業主として事業を営んでいる方が、新型コロナウイルス感染症の影響により減収した場合に対象となります。

**そのため、次の方は対象外になります。別にご相談ください。**

▽学校卒業見込みで決定していた採用(内定)が取り消しになった方

▽新型コロナウイルス感染症の影響がある以前から失業給付、育児休業給付等の手当を受給していた方

▽新型コロナウイルス感染症の影響がある前に就労収入がなく、現在も就職ができていない方（内定取り消し、雇用契約締結の延期を含む）

▽自発的（自らのコロナ感染を避けるためなどのため）に退職や離職をした方

▽投資家、投機家の方

### ▼自己破産手続き中の方は、対象外となります。 ※任意整理中の方はご相談ください。

### ▼緊急小口資金と総合支援資金は、貸付金を同じ月に交付することはできません。

総合支援資金の貸付金の交付は、緊急小口資金の貸付金交付の翌月以降になるため、**同時申請はできません。**あらかじめご承知おきください。

## 2. 借入申込ができる方 ※下表のすべての項目に該当する方が申込できます。

	項 目	該当チェック
①	自分もしくは家族が新型コロナウイルス感染症の影響で減収した。	<input type="checkbox"/>
②	北区に住民登録をし、かつ、住民登録した住所に居住している。	<input type="checkbox"/>
③	外国籍の方の場合、永住、定住及びそれに準ずる在留資格がある、もしくは、在留期間満了後更新の予定があり、更新可能である。 ※在留許可が指定書により「帰国準備」とされている方は対象外です。	<input type="checkbox"/>
④	20歳以上である。もしくは、20歳未満だが婚姻している。 20歳未満の場合、親権者または後見人が法定代理人となることができる。	<input type="checkbox"/>
⑤	世帯主である。	<input type="checkbox"/>
⑥	自分もしくは同一生計の家族が、北区及び他の地域、道府県で今回と同じ新型コロナウイルス感染症の影響による特例貸付を受けていない。	<input type="checkbox"/>
⑦	同居の家族に、公務員、社会福祉協議会職員がいない。	<input type="checkbox"/>
⑧	生活保護を受けていない。生活保護申請中ではない。	<input type="checkbox"/>

## 3. 申込に必要な書類等

### (1) 申請書類

①	借入申込書	<input type="checkbox"/>
②	緊急小口資金特例貸付に関する重要事項説明書	<input type="checkbox"/>
③	借用書	<input type="checkbox"/>
④	収入の減少状況に関する申立書	<input type="checkbox"/>

### (2) 申請者にご準備いただくもの添付書類等

	必 要 書 類	準備チェック
A	3か月以内に発行された <b>世帯全員分</b> の住民票（原本、コピー不可） ※同一住民票の世帯を1世帯とします。 ※区役所の窓口で発行する際に、貸付の申請で使用すると申し出ると発行手数料が無料になります。	<input type="checkbox"/>
B	身分証明書の写し（いずれか1点をご提出ください） <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 住基カード <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> マイナンバーカード（写真付き） ※通知カードでは代用できません。 <input type="checkbox"/> 在留カード（外国籍の方はこちらをご提出ください）	<input type="checkbox"/>
C	預貯金通帳の写し ★銀行名・支店名・口座名義・口座番号が記載されているページをコピーしてください。 ネットバンキングの場合も同様のページをプリントしてください。 ※貸付金の交付（振込）に使用します。 支店の統廃合等により、通帳に記載されている支店名、口座番号に誤りがないことを事前にご確認ください。	<input type="checkbox"/>

## 4. 申込方法

### 原則、郵送での申請とさせていただきます。

なお、申請書類の未着や誤配送など、郵便事故の責任は負いかねます。

相当数のお申込みをいただいているため、郵便物到着についてのお問い合わせはお受けいたしかねますので、ご容赦ください。

#### ■申請書類の作成・提出にあたっての注意事項

- ①記入にあたっては、ボールペン、インクペンなど消えない筆記用具をご使用ください。消せるボールペン（フリクションなど）や鉛筆で記入された書類は受理できません。
- ②記入に誤りがあり訂正するときは、訂正する文字を二重線で消し、二重線に重ねて訂正印を押してください。特に、借用書は訂正印がないものは受理できません。
- ③申請書類①～④と一緒に、添付書類 A～C を北区社会福祉協議会までお送りください。申請書類は必ず原本をお送りください。コピーでは受理できません。申請書類のコピーについては、ご返済が完了するまでお手元に保管ください。

## 5. その他

- ★貸付元である東京都社会福祉協議会の審査により貸付を行わないことがあります。また、虚偽の申請や不正な手段により貸付を受けた場合、貸し付けた資金を即時に返済していただきます。
- ★申請書類の未着や誤配送など、郵便事故の責任は負いかねます。
- ★相当数のお申込みをいただいているため、郵便物到着についてのお問い合わせはお受けいたしかねますので、ご容赦ください。
- ★生活保護受給者及び生活保護受給申請の有無について、福祉事務所に照会を行います。

## 6. お申込み先

社会福祉法人 北区社会福祉協議会（福祉資金担当）

〒114-0021 北区岸町1-6-17 岸町ふれあい館1階

☎03-3907-9494（受付9:00～17:00 ※12時～13時は休憩時間です。）

開設時間：平日8:30～17:15 休日：土・日・祝日、12/29～1/3